

# 平成30年7月豪雨で被災されたみなさまへ

建設連合国民健康保険組合では、**平成31年3月1日以降も、医療機関を受診した際の窓口負担を免除します。**

## 1. 対象となる方

- (1) 平成30年7月豪雨に係る災害救助法の適用地域に住所を有する方であって、次の(2)に該当する方です。  
※ 平成30年7月豪雨以後、他市町村へ住所変更した方は所属の支部に相談してください。  
※ 災害救助法の適用地域は、裏面でご確認ください。その他の地域は対象外です。
- (2) 以下のいずれかに該当する方です。
- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
  - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
  - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
  - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
  - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

## 2. 免除を受ける方法

**①保険証と、②一部負担金免除証明書**を医療機関の窓口**に提示**します。

※ 一部負担金免除証明書は、組合員の申請を受けて建設連合国民健康保険組合が交付します。

## 3. 免除期間

災害救助法適用市町村の適用日(裏面参照)～**平成31年6月30日**まで

### 留意事項

- ① 一部負担金免除証明書の申請方法については、所属の支部へお尋ねください。
- ② 12月31日までは、保険医療機関等の窓口で上記1に該当していることを申し出ることによって、一部負担金等の免除となりますので、免除証明書は必要ありません。
- ③ 上記1に該当する方が、既に一部負担金を支払った場合は、還付します。  
還付を受けるためには、保険医療機関等が発行した領収証のコピーが必要になりますので、用意して所属の支部へ連絡してください。
- ④ 保険料の免除期間(平成30年7月～平成30年9月の3か月分)の延長はありません。

連絡先: 所属する支部  
又は本部(本部フリーダイヤル 0120-76-1703)

## 平成30年7月豪雨で被災されたみなさまへ

災害救助法の適用日と適用地域は次のとおりです。

【平成30年8月31日時点】

都道府県	適用日	災害救助法適用市町村
岐阜県	7月6日	高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、 飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡七宗町、 加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村
	7月8日	岐阜市、美濃市、加茂郡富加町、加茂郡川辺町
京都府	7月5日	福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、 船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町
兵庫県	7月5日	富岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、赤穂郡上郡町、美方郡香美町
	7月6日	姫路市、西脇市、丹波市、多可郡多可町、佐用郡佐用町
	7月7日	養父市、たつの市、神埼郡市川町、神埼郡神河町
鳥取県	7月6日	鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、 西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、 日野郡日野町、日野郡江府町
島根県	7月6日	江津市、邑智郡川本町
広島県	7月5日	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、 東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、 安芸郡熊野町、安芸郡坂町、三次市、庄原市
愛媛県	7月5日	今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、 北宇和郡鬼北町、八幡浜市
高知県	7月6日	安芸市、香南市、長岡郡本山町
	7月7日	宿毛市
	7月8日	土佐清水市、幡多郡三原村、幡多郡大月町
福岡県	7月5日	飯塚市、久留米市

連絡先： 所属する支部  
又は本部(本部フリーダイヤル 0120-76-1703)

表面をご覧ください